



## ミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

### 7月から法務局での自筆証書遺言書保管制度がスタート

法務局での自筆証書遺言書保管制度が本年7月10日からスタートしました。従来、自筆証書遺言は、公証人役場で保管する公正証書遺言のように公的機関で保管することができないため自宅の金庫等で保管されることが多いことから、遺言書の紛失や、相続人による遺言書の廃棄・隠匿・改ざんが行われる恐れがあるなどの問題点がありましたが、平成30年7月6日に成立した遺言書保管法により、法務局での保管ができるようになりました。

ただし、遺言書の保管の申請には、遺言書保管所（遺言者の住所地、本籍地、所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局）に対して、あらかじめ予約をすることが必要となります。予約受付は7月1日から開始されており、法務局手続案内予約サービスの専用ホームページの場合、24時間365日いつでも受け付け可能ですが、法務局への電話や窓口での予約の場合は、平日の8時30分から17時15分までとされています。

申請手続には、以下書類等を用意し、予約した日時に遺言者本人が法務局に持参する必要があります。

- 1) 遺言書
- 2) 申請書（法務省ホームページ又は法務局窓口で入手し、あらかじめ記入）
- 3) 添付書類（本籍の記載のある住民票の写し等）
- 4) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- 5) 手数料（1通につき3900円）

保管制度は、相続人間のトラブル防止に役立つとともに、政府としては相続登記の促進につなげることが可能との期待もあります。

\* 詳細はこちらからご確認いただけます。

「法務局における自筆証書遺言書保管制度について」（法務省）

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)